

統計法

1. 案内情報

手続名：港湾調査（指定統計第6号）

手続根拠：統計法及び港湾調査規則

手続対象者：港湾の管理者又は都道府県知事が選定した者

提出時期：調査月の翌月10日まで（甲種港湾）

調査年の翌年1月末日まで（乙種港湾）

提出方法：各都道府県へ提出してください。

手数料：なし

添付書類・部数：該当調査票1部を提出してください。

申請書様式：国土交通大臣が告示で定める様式

甲種港湾 船舶・旅客・貨物調査票（第1号様式）

甲種港湾 上屋・倉庫・貯留場調査票（第2号様式）

乙種港湾調査票（第3号様式）

記入要領・記載例：各都道府県の港湾統計担当課へお問い合わせください。

2. 窓口情報

提出先：調査員等を経由して都道府県に提出してください。

受付時間：提出先によって受付時間が異なりますので、提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口：上記提出先が相談窓口となっております。

3. 手続情報

審査基準：

標準処理時間：

不服申立方法：